

福岡市発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）
基本構想（案）

平成30年 3月

福岡市

目 次

I	基本構想策定の趣旨	1
1	発達障がいとは	1
2	国の動向	2
3	福岡市の状況	2
II	現状と課題	5
1	福岡市の支援体制	5
2	各支援機関の課題	10
III	発達障がい児・者支援の目指す方向性	14
1	基本的方向性	14
2	基本的方向性を実現するための具体的方策	15
IV	拠点施設について	16
1	拠点施設の機能	16
2	関係機関との連携	17
3	拠点施設の設置場所	18
4	拠点施設の設備	20
5	整備・運営手法	21
6	今後のスケジュール	21

I 基本構想策定の趣旨

1 発達障がいとは

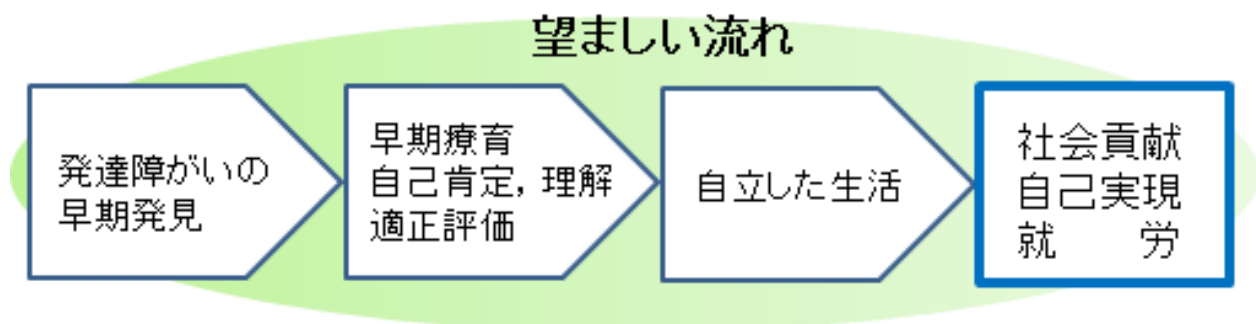
発達障がいとは、脳機能の障がいであってその症状が通常、低年齢において発現するもので、自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害、学習障害などがある。個人により特性は様々だが、他人とのコミュニケーションに困難を感じる人が多いとされている。

平成28年6月3日に改正（平成28年8月1日施行）された「発達障害者支援法」においては、「発達障害者」について、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、そのうち18歳未満のものを、発達障害児という」と改められた（同法第二条第2項）。

なお、ここでいう「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいう、とされている（同法第二条第3項）。

発達障がいにおいては、不登校や引きこもり等の問題行動やうつ等の精神疾患といった、発達障がいとは別の症状である二次障がいが発生した場合、もともとの発達障がいに加えて、二次障がいへの対応も必要となり、その多くは治療を伴うため、社会活動に大きな支障となる。

発達障がいの特性がある人については、なるべく早い時期にその人の特性を把握し、その人に適切な対応方法を見つけ、まわりの人がその対応方法をとることができる環境を整備し、その環境を、ライフステージが変わっていても、維持し続けることが重要であるとされている。



2 国の動向

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、それまで制度の谷間に置かれ、必要な支援が届きにくい状況となっていた発達障がい者が法律上位置づけられるとともに、国及び地方公共団体の責務として、発達障がいの早期発見、早期の発達支援、就労、地域での生活支援及び発達障がい者の家族への支援を図ること等が規定された。

その後、発達障がい者が社会に認知されるのに伴い、発達障がいと診断される方が増加していく状況の中、その方達に対する周囲の理解や一人ひとりの障がいの特性に応じた支援が十分でないことなどにより、精神疾患などの二次障がいの発生が指摘されている。

発達障害者支援法施行後10年が経過し、平成28年には発達障がい児・者への支援の一層の充実を図るため法律が全般にわたり改正されたことにより、切れ目のない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的とされた。

また、基本理念が新たに定められ、

発達障害者の支援は

- ①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
- ②社会的障壁の除去に資する
- ③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関との緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う

とされ、また、国及び地方公共団体の責務として、相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備することとされた。

3 福岡市の状況

福岡市では、平成18年12月に設置した発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児・者及びその家族の相談に応じるとともに、関係機関と連携し、支援を行ってきた。この間、発達障がい者支援センターでは、当初想定した以上に成人期の相談が多く、また、実態調査結果では、発達障がい児・者の就労支援に対するニーズが増えるなど、支援体制について検討が

必要な状況となっている。

平成28年の法改正を受けて、福岡市の発達障がい児・者施策を見直し、幼児期から成人期までの一貫した支援を進めるため、既存の社会資源の集約再編、機能強化、利便性向上を図ることなど関連施設の有機的な連携のあり方を検討した。

(1) これまでの検討の経緯

平成28年6月から福岡市発達障がい者支援協議会幹事会（支援体制検討部会）にて検討が行われ、平成28年10月に、同幹事会から市に対し、報告書が提出された。

	内 容
平成28年6月	福岡市保健福祉総合計画策定
平成28年6月 ～9月	福岡市発達障がい者支援協議会（支援体制検討部会）による 検討（4回）
平成28年10月	上記、支援体制検討部会から福岡市へ報告書提出

支援体制検討部会の報告書では、「発達障がい者支援センター」と「障がい者就労支援センター」を集約し、機能強化を図る拠点施設の設置を検討することが必要であるとされている。

(2) 発達障がい児・者支援等拠点施設

報告書を受けて、福岡市における発達障がい児・者支援が、幼年期から成人期にいたるまでの一貫したものとなるよう、既存の施設の機能を集約再編、強化した、新たな連携体制の拠点となる発達障がい児・者支援等拠点施設（仮称）（以下「拠点施設」という。）の整備を進めることとした。

本構想は、報告書をもとに、さらに福岡市における発達障がい児・者支援に係る課題を整理し、目指す方向性を定め、拠点施設の機能や設置場所、整備・運営手法等、施設の基本的な事項について明確にするため、策定するもの。

(3) 本構想の位置づけ

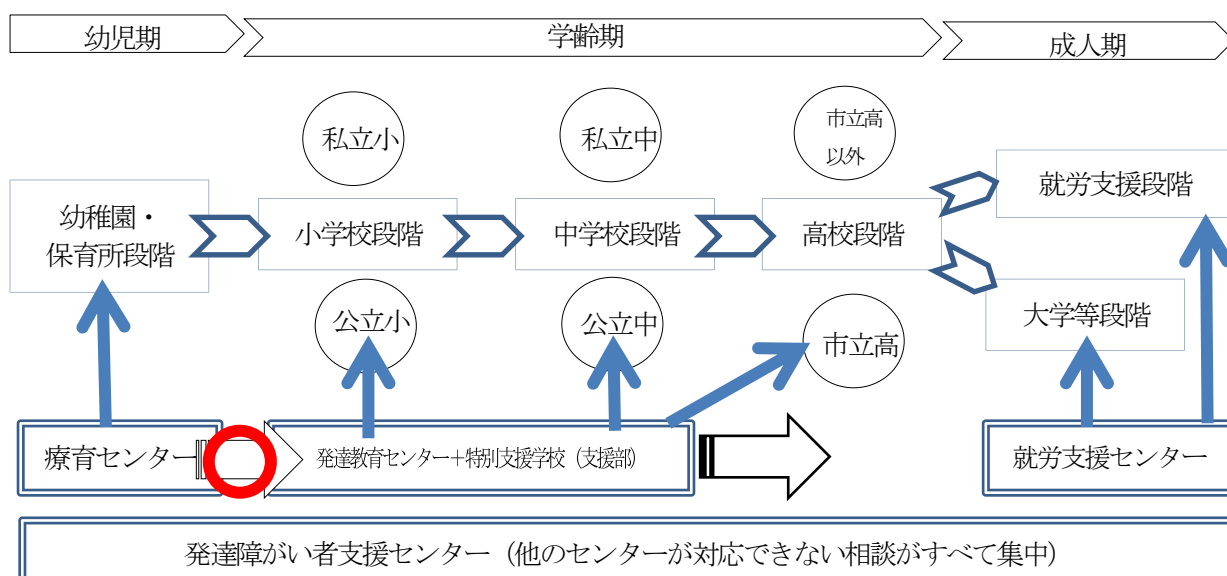
本構想は、平成28年6月に策定した福岡市保健福祉総合計画における、「第4部 障がい者分野」で示された下記の方方向性に基つき、策定するもの。

施策1-9	発達障がい児・者の支援
<p>○発達障がい者への支援については、障がいへの理解が進んでいないことや、一人ひとりの障がい特性に応じた支援が十分ではないことなどにより、精神障がいなどの二次障がいの発生が指摘されています。</p> <p>○幼児期から学齢期、成人期までの一貫した支援を進めるため、発達障がい者支援センター、療育センター、障がい者就労支援センター、発達教育センター、精神保健福祉センターなどの発達障がい関連施設の有機的な連携のあり方(既存の社会資源の集約再編、機能強化、利便性向上を図ることなど)を検討します。</p>	
施策2-1	就労支援
<p>○就労への困難度が高い、精神・発達障がい者への支援を充実するなど、社会情勢や雇用情勢の変化に応じた柔軟な施策の実施を図ります。</p>	
施策6-3	発達障がい児の支援
<p>○近年、特に発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加していることから、発達障がい児やその家族への支援の充実に努めます。</p> <p>○発達障がい者支援センターを中心に、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、障がいの特性を踏まえた相談や一貫した支援を行います。</p> <p>○専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する「発達障がい者支援協議会」などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実に図ります。</p> <p>○発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。</p>	
施策1-1	相談支援
<p>○障がい種別に関わらず、指定特定相談支援事業所のバックアップや困難事例への対応、サービス未利用者への支援などを行う区の基幹相談支援センター設置を検討します。</p>	

II 現状と課題

1 福岡市の支援体制

福岡市における発達障がい児・者支援は、乳幼児期、学齢期、成人期といったライフステージごとに、異なる機関が支援を行っており、支援機関が変わる際に、発達障がいに関する情報の引き継ぎが十分でないケースも見受けられるため、切れ目のない一貫した支援体制を構築していくことが課題となっている。



(1) 乳幼児期の支援

福岡市における、乳幼児期の相談・診断の早期支援は、心身障がい福祉センター、西部療育センター及び東部療育センター（以下「療育センター等」）が担っている（次頁表1参照）。乳幼児期に療育を受けた発達障がい児は、その後特別支援教育に引き継がれ、成人期の障がい福祉サービス等まで支援がスムーズにつながる傾向にある。

療育センター等における新規の受診児数は最近10年間で約2倍となっており、新規相談の約6割が発達障がいと診断されている。

表1. 療育センター等における新規相談児数と発達障がいの診断

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
新規受診者(人)	769	850	1,131	1,092	1,200	1,301	1,294	1,423
発達障がいと診断された人数(人)	347	430	647	632	729	802	794	938
割合	45.1%	50.6%	57.2%	57.9%	60.8%	61.6%	61.4%	65.9%

ア 相談・診断

乳幼児健診や保育所・幼稚園において発達障がいの疑いを指摘された児童には、療育センター等への受診をすすめており(表2参照)、療育センター等では、医学的診断に基づく必要な療育についての情報提供がなされている。

表2. 療育センター等への紹介機関

	H17	H22	H27	H28	対H17比
医療機関(件)	207	306	385	338	163.3%
保健福祉センター(保健所)(件)	180	218	403	445	247.2%
保育所・幼稚園(件)	84	149	232	294	350.0%
上記以外(件)	155	177	274	346	223.2%
総数(件)	626	850	1,294	1,423	227.3%

イ 療育

療育が必要と判断された児童は、個々の発達の状況に応じて、児童発達支援センター等にて療育が行われることとなるが、発達障がいが多く認知されるのに伴い利用希望者は年々増加しており、平成27年度に民間社会福祉法人の施設整備により児童発達支援センターを1か所開設し、平成28年度には児童発達支援センターの運営法人により分園を4か所開設するなど、療育体制の整備に努めている。

療育を受けた児童については、小学校入学時には、障がい特性に応じた支援に必要な情報が特別支援学校等へ引き継がれている。

ウ 保育所等への支援

保育所・幼稚園に通う児童については、障がい児保育訪問支援事業や私立幼稚園障がい児支援事業により、療育センター等の職員が、保育所・幼稚園に出向き、児童の障がい特性を踏まえた対応方法や環境設定についてアドバイスしている（表3参照）。

これらの事業については、平成28年度から、西部及び東部療育センターにも訪問職員を配置したことにより、訪問件数が増加している。

表3. 障がい児保育訪問支援事業及び私立幼稚園障がい児支援事業実績

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
訪問園数(園)	89	96	113	123	118	181
訪問回数(回)	166	205	229	241	214	386
研修支援回数(回)	41	63	55	59	55	64

(2) 学齢期の支援

学齢期は、学校教育の中で支援を行っているが、通常学級において担任等が発達障がいの可能性があると認識している児童であっても、本人やその保護者が発達障がいの特性を認識するに至らず、特別な支援に結びつかない事例も多く存在する（表4及び表5参照）。

表4. 福岡市立小・中学校の通常学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童・生徒

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
診断あり(人)	507	521	582	646	716	739	908	699
割合	49.6%	45.1%	47.1%	47.0%	43.2%	38.5%	39.2%	29.3%
診断なし(人)	516	634	653	728	940	1,180	1,409	1,688
割合	50.4%	54.9%	52.9%	53.0%	56.8%	61.5%	60.8%	70.7%
合計(人)	1,023	1,155	1,235	1,374	1,656	1,919	2,317	2,387
全児童・生徒に対する割合	0.93%	1.05%	1.12%	1.25%	1.50%	1.72%	2.07%	2.11%

表5. 知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒

区分	割合
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%
学習面で著しい困難を示す	4.5%
行動面で著しい困難を示す	3.6%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%

【出典：文部科学省「通常学級に在籍する発達障がいの可能性がある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」】

ア 学校教育

特別支援学校のセンター的機能を活かした特別支援教育連携協議会を各区に設置し、特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制を構築している。特に、小・中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒については、校内支援委員会にて、適切な支援の方法・内容等を検討し、通級指導教室や特別支援学級等、多様な学びの場の活用を図るとともに、必要に応じて特別支援教育支援員を配置し支援の充実に努めている。(表6及び表7参照)。

表6. 福岡市立小・中学校における自閉症・情緒障がい特別支援学級数と在籍者数, 及び指導教室数と通級数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
自閉症・情緒障がい 特別支援学級設置校数(校)	7	8	8	10	10	10	11	11
児童・生徒数(人)	56	58	63	78	84	112	121	150
通級指導教室数(室)	29	34	37	40	42	44	45	46
児童・生徒数(人)	218	263	310	356	381	415	421	547
特別支援教育支援員(人)	60	75	96	120	150	150	170	170

表7. 福岡市立校における特別支援教育支援体制 (点)

校種	校内支援委員会の設置と活動 A		校内コーディネーターの活用 B		幼児児童生徒への学習・生活支援 C		個別の教育支援計画等の作成と活用 D		関係機関との連携 E	
	H21	H28	H21	H28	H21	H28	H21	H28	H21	H28
幼稚園	3.3	4.7	3.7	4.4	3.0	4.9	2.3	4.4	4.0	5.0
小学校	3.0	4.5	3.3	4.5	3.1	4.4	3.0	4.7	3.3	4.4
中学校	2.4	4.1	2.8	4.4	2.7	4.0	2.5	4.3	2.9	4.2
高等学校	2.0	4.8	2.5	4.8	2.5	3.5	1.5	5.0	2.0	3.6
平均	2.8	4.4	3.2	4.5	2.9	4.2	2.8	4.6	3.2	4.4

※各点数は全ての学校で自己採点(0点～5点)し、各項目(A～E)の合計を学校数で割ったもの。

イ 放課後等デイサービス

平成24年度から、障がいのある児童の放課後の居場所及び療育の場として事業が開始されているが、障がい児及び保護者のニーズが高く、事業所数が著しく増加している。

一方で、発達障がいの特性理解を含め、障がい児療育の知識や経験があまりない事業所が相当数あることから、療育の質の確保が全国的な課題となっている。

このため、国においては児童福祉法を改正し、平成29年度から児童発達支援管理責任者の実務要件や人員配置基準を厳しくするなどの見直し（既存事業所は平成30年4月1日まで経過措置あり）が行われている。

本市においては、放課後等デイサービス事業所の実地指導や監査を強化するとともに、発達障がい者支援センターや心身障がい福祉センター主催の研修等の開催により、支援力の向上等に努めている。

(3) 成人期の支援

成人期においては、これまでは発達障がいと認識されなかった人が、職場での人間関係をうまく作れない、仕事が続かない、といったことをきっかけに、発達障がいとして認識されることとなるが、問題行動、うつ等の発達障がいとは別の症状が発生するまで周囲が発達障がいに気づかない場合が多くなっている。このような二次障がいが発生して以降、社会活動が一層困難となっている。

ア 相談支援

(ア) 精神保健福祉センター

発達障がいの専門電話相談を設けており、相談内容に応じて、発達障がい者支援センターや病院等の関係機関を紹介している。

(イ) 発達障がい者支援センター

電話相談の後、面接による相談を行い、発達障がいの特性について整理を行ったうえで、本人の生活のしづらさへの対処法について助言を行っている。

イ 自立訓練

心身障がい福祉センターにおいて、発達障がい者向けの自立訓練（生活訓練）を行っている。

ウ 就労支援

障がい者就労支援センターにおいて、障がい者からの相談に応じて、本人の作業能力等をアセスメントしたうえで適職を分析、ジョブコーチが企業とのマッチングから面接、就職後の定着支援まで行っている。また、企業に対して、セミナーの開催、直接のアドバイスをを行うとともに、障がい者の職場実習の依頼など、企業の開拓を行っている。

なお、民間の就労支援事業所においても、障がい者への支援を行っている。

2 各支援機関の課題

(1) 学校

発達障がいの疑いのある児童生徒は増加しており、学校現場はその指導に苦慮しているが、本人、及びその保護者が発達障がいの特性に思い至らず、管理職や担任が様々な手立てをとっても、就学相談や検査を受けるまでに至らないことが多くなっている。

(2) 発達障がい者支援センター

ア 発達障がいに関するあらゆる相談が集中しており、医療機関の紹介といった、他の機関でも相談可能な相談まで対応することとなっているため、相談件数が増大し、面接相談の待機期間が2か月になっている（次頁表8及び12頁表9参照）。

イ 「Pステップ」や、「実践トレーニングセミナー」等の実践的な研修は、毎回、受講希望者が定員を大きく上回る状況となっており、発達障がい児・者本人やその保護者、障がい福祉サービス事業所職員等の支援者から、その拡大が求められているが、現在の施設では対象者の増加により必要な会場の確保が困難であり、研修回数が限定されている。

注) 「Pステップ」とは

発達障がい者支援センターで考案した発達障がいの子どもの行動に注目し、関わり方を考え、実践する保護者向け学習会

ウ 福岡市が平成28年度に実施した障がい児・者実態調査によると、発達障がい児・者の就労支援に対するニーズは高い（13頁表10参照）が、発達障がい者支援センターでの就労相談は、就労支援の前段階である、生活面での支援が必要な方が多いことを背景として、ごく少数にとどまっている（次頁表9参照）。

なお、発達障がい者支援センターを開設した平成18年当時は、発達障がいの早期発見・早期療育の観点から、就学前の療育から学校教育への切れ目ない支援や、医療・福祉と教育の密接な連携を主な目的として、発達教育センター内に設置された経緯がある。

その後、発達障がいの概念は、学校教育の場でも一定程度の認知が進み、現在の学齢期の支援については、日中の主な生活の場である「学校」を中心として行われることが多く、そうした支援は、一般的に教員等を通じて行われる体制ができている。

現在、学齢期については、こうした教員等に対する研修の実施など、間接的な支援を充実することで、その役割を果たすことが十分可能なため、発達障がい者支援センターが、発達教育センター内に設置されている必要性は、設置当初より薄れてきている。

表8. 発達障がい者支援センターの年間相談者数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実相談者数(人)	856	1,075	1,232	1,456	1,443	1,326	1,393	1,453
19歳以上(人)	357	543	680	834	707	623	607	639
割合	41.7%	50.5%	55.2%	57.3%	49.0%	47.0%	43.6%	44.0%

表9. 発達障がい者支援センターにおける年齢別相談内容

項目		0～6歳	7～12歳	13～18歳	19歳～	不明	合計
相談対象児・者が発達障がいかどうかの相談	件数(件)	8	24	18	59	12	121
	構成比	6.5%	3.5%	2.8%	3.4%	8.3%	3.6%
現在の生活に関することや家庭で家族ができること	件数(件)	32	387	322	1,086	34	1,861
	構成比	26.0%	55.8%	50.6%	62.2%	23.4%	55.6%
利用できる制度・機関について(障がい福祉サービス等)	件数(件)	75	141	89	315	90	710
	構成比	61.0%	20.3%	14.0%	18.0%	62.1%	21.2%
現在通学している学校, 利用しているサービス等	件数(件)	0	109	52	61	1	223
	構成比	0.0%	15.7%	8.2%	3.5%	0.7%	6.7%
進路や将来の生活	件数(件)	2	10	55	47	0	114
	構成比	1.6%	1.4%	8.6%	2.7%	0.0%	3.4%
対応困難な状況の改善について(強度行動障がい等)	件数(件)	0	4	8	19	0	31
	構成比	0.0%	0.6%	1.3%	1.1%	0.0%	0.9%
就労や現在勤めている職場	件数(件)	0	0	64	102	5	171
	構成比	0.0%	0.0%	10.1%	5.8%	3.4%	5.1%
その他	件数(件)	6	19	28	58	3	114
	構成比	4.9%	2.7%	4.4%	3.3%	2.1%	3.4%
合計	件数(件)	123	694	636	1,747	145	3,345
	構成比	3.7%	20.7%	19.0%	52.2%	4.3%	100.0%

(3) 障がい者就労支援センター

ア 開設以来, 身体及び知的障がい者を中心に就労支援を行っていたが, 就労移行支援事業所の増加に伴い, 身体及び知的障がい者の利用数は増加していない。その一方で, 社会に発達障がいが多く認知されたことを背景として, 発達障がい者を含む精神障がい者の利用数が増加するなど, 発達障がい児・者の就労支援へのニーズは高く (次頁表10参照), 発達障がいに関する専門的知識の必要性が増しているが, それに対応できる高い専門性のある職員が不足している。

イ 平成30年4月から, 障がい者の法定雇用率が引き上げられることなどに伴い, 企業において, より一層, 障がい者の雇用が促進されると想定されるため, 企業に対する支援を充実させていく必要がある。

ウ 就労支援の前段階である、生活面での支援が必要な利用者も多く、ひとりひとりへの相談対応や支援に時間を要するようになっている。

エ 平成28年度に暫定的に鮮魚市場会館内に移転しているが、福祉専門機関とは異なる建物内にあるため、利用者にとって分かりづらく、また、仕事への適性を判断するためのアセスメントを行うスペースや、研修室、面接室が十分な広さを確保できていない。

表10 発達障がい児・者のニーズ

	障がい者福祉施策として国や県、市に力を入れてほしいこと	障がい者支援として地域社会や企業等に望むこと	自宅や地域で生活するために必要なこと
1位	就労支援の充実（働くための訓練や職場定着など）	障がいに対する理解を深める	仕事があること
	(44.5%)	(76.0%)	(53.2%)
2位	乳幼児期から成人期までの支援を一貫して実施できる仕組みづくり	企業で障がい者を積極的に雇用する	地域や職場の人たちが障がいについて理解がある
	(33.8%)	(55.5%)	(41.4%)
3位	困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実	公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる	地域で何でも相談できる相談員や相談窓口がある
	(26.6%)	(26.6%)	(23.6%)
4位	障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実	障がい者等を支える地域活動やボランティア活動を活発にする	食事や掃除、洗濯などの家事の手伝いを頼める人がいる
	(24.3%)	(26.2%)	(19.0%)
5位	障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や教育の充実	地域の行事やイベントに障がい者が参加しやすいよう配慮する	家族と同居できる
	(23.6%)	(12.2%)	(18.6%)

【出典：「福岡市障がい児・者等実態調査(平成28年度)」】

Ⅲ 発達障がい児・者支援の目指す方向性

1 基本的方向性

(1) 特性を踏まえた就労支援の充実

障がい者就労支援及び発達障がい者支援の、各々の専門性を活かし、より効率的で一体的な支援ができる体制づくりをする。

(2) ライフステージを通じ切れ目ない一貫した支援の実現

障がい特性を引き継ぐツール（サポートファイル等）を全年代をとおして活用するとともに、各区基幹相談支援センター等の地域における相談窓口との情報交換を図ることにより、ライフステージ間の情報伝達を強化する。

(注)サポートファイルとは

発達障がい児・者本人の障がい特性を整理して記入できる冊子で、本人又はその保護者が相談・支援を受ける際、支援者に対して必要な情報を提供したり、ライフステージが変わる際、新しく支援を担当する機関に対し、本人の障がいに関する情報を伝達するためのもの

(3) 家族等を含めたきめ細かな支援の実現

保護者や一般市民の発達障がいに気づく目を育て、早期発見できる環境を整えるとともに、家庭における支援を充実させる。

(4) 身近な支援体制の充実

各区基幹相談支援センター職員等支援者のスキルアップを図るとともに、地域の身近な場所で、相談や支援を受けられる体制を充実させる。

2 基本的方向性を実現するための具体的方策

- (1) 発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約し、特に成人期の発達障がい者に向けて、障がい特性を踏まえた適職の選択について適切、具体的な助言・指導をする。また、日常生活やコミュニケーションの訓練等、就労の準備段階からの支援を行うことで、発達障がい者の就労率の増加と、その後の職場定着率の向上を目指す。

さらに、個々の障がい特性を就労先企業など次の所属先、支援機関等に的確に伝達することにより、企業側の雇用管理方法や受け入れ態勢の充実など、就職後の環境を整えていく。

なお、障がい者の就労支援に関しては、発達障がい者に対する就労支援とともに、身体的、精神的障がいのある人への就労支援についても引き続き取り組んでいく必要がある。このため、企業との連携や国・県の就労支援機関及び民間の就労支援事業所との機能の分担も考慮しながら効果的な支援を行っていく。

- (2) 新しく施設（拠点施設）を整備することで、施設面においても必要な相談室、研修室等を確保する。

これにより相談の待機期間を減らすことと、研修の増加、充実を実現する。また、研修の充実により、各区基幹相談支援センターをはじめとする支援機関や、保護者等支援者の支援力向上と拡大を図る。

IV 拠点施設について

1 拠点施設の機能

(1) 相談支援

発達障がい児・者本人や家族、学校等からの相談を受け、問題点を把握、整理し、本人の特性理解を支援したうえで、医療、障がい福祉サービス、生活支援、就労支援等本人にとって必要な支援につないでいく。さらに、本人が自身の特性を他者に伝えるために利用するサポートファイルの作成を支援し、各支援機関との情報共有に役立てる。

(2) 訓練

成人期の発達障がい者について、就労を続けていくうえで重要な生活面の能力及び、就職後の職場定着のために重要なコミュニケーション能力の向上を図る。

(3) 就労支援

障がい特性を把握することにより、適職の分析に活かすとともに、その特性を就職先に伝えることによって、職場における本人の理解に役立てる。

発達障がいを含む障がい者の雇用について、一般企業の理解を深め、障がい者の就労促進を目指す。

(4) 普及啓発

広く市民に発達障がいについて知ってもらい、市民生活において発達障がい児・者が過ごしやすい環境をめざすとともに、早期に発達障がいに気づく周囲の目を育てる。

保護者に対しては、発達障がいの特性を理解し、健全な家族関係を築けるよう、様々な情報や学びの場を提供していく。

(5) 支援者養成

発達障がい児・者の特性に配慮した支援方法を、障がい福祉サービス事業所や各区基幹相談支援センター等の職員に対し、伝えていく。また、身近な場所で研修を実施できるよう、研修講師となる支援者を育成する。

2 関係機関との連携

(1) 療育センター等

拠点施設での相談の過程で、医療面で意見や診断が必要な発達障がい児・者について、心身障がい福祉センターに対し、協力を求めている。

療育センター等の職員へは、発達障がいに関する研修の講師を担えるようになることを目標に、より専門的な知識を伝えていく。

(2) 精神保健福祉センター

発達障がい児・者の診断ができる医療機関を増やしていくことを目標とし、精神科医や小児科医等に向けた発達障がい対応力向上研修を行っていく。

(3) 発達教育センター・特別支援学校

特別支援学校及び小中学校の教員の支援力向上のために、拠点施設職員の専門的知識を伝えていくとともに、特別支援教育連携協議会に参加することで、教育場面での困難さの解消のため、協力をしていく。

(4) 各区基幹相談支援センター

情報共有や事例検討をとおして、支援ノウハウを継承していくとともに、発達障がいへの理解を深め、地域での相談体制の充実を図る。

3 拠点施設の設置場所

発達障がい児・者本人や家族等が利用する事から市内の中心部で公共交通機関を利用することが容易であり、精神保健福祉センター、心身障がい福祉センター、発達教育センター、こども総合相談センター等の発達障がい関連施設が近隣にあって、連携を密に図ることができる場所とする。



また、整備にあたっては、新たに専用施設を整備する方が、既存の民間ビルに入居するよりも開設までの時間はかかるものの、部屋の広さや間取り、設備の設置等が、整備目的に沿って柔軟に対応でき、施設として発達障がい児・者本人や家族、市民にとって分かりやすく使いやすいものとなる。また、市内中心部での長期的な運営を念頭におけば、一般的に賃借料を支払うより安価な経費で整備できると考えられる。

専用施設を整備する場合、相応の面積の用地確保が必要となるが、冒頭に示す条件を満たす場所に活用可能な市有地はなく、条件を満たす民有地を購入するとした場合、多額の購入費が必要となる。

この点、平成31年度に移転が予定されている現在の福岡保護観察所（福岡市中央区舞鶴）の用地は、条件内の位置にあり、また、次頁の理由により福岡市が無償で譲与を受けられる見込みのある土地である。

以上のことから、交通利便性がよく、関係機関とも近接していて連携が取りやすく、かつ、整備に要する費用が節減可能な、福岡保護観察所用地に専用施設を新設することとし、当該用地取得に向けて国と協議を進めていく。

福岡保護観察所用地について

福岡保護観察所用地は、国関係施設の敷地として、昭和13年及び14年に福岡市から国に寄附した経緯があり、国がその用途を廃止した場合において、当該用地を福岡市が公共の用又は直接その用に供するときは、国は当該用地を福岡市に無償で譲与できることとなっている（国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第1号）。現在、立地している福岡保護観察所は、平成31年度に中央区六本松への移転を予定しており、国と協議が整い、国から譲与を受け福岡保護観察所用地に、拠点施設を整備した場合、用地購入費は不要である。

【参考1】民間ビルの賃借料

支援体制検討部会の報告書において拠点施設に必要な広さとされた約1,200㎡を30年間賃借した場合、条件を満たす地域内にある民間ビルの賃借料は約13億5千万円から約17億3千万円程度必要である。

【参考2】土地購入費

拠点施設整備に必要な土地の面積が1,000㎡であると仮定した場合、土地購入費は約2億2千万円から約4億円程度必要である。

【参考3】施設整備費

拠点施設の建設単価が、東部療育センターの建設単価と同程度と仮定した場合、支援体制検討部会の報告書において拠点施設に必要な広さとされた約1,200㎡の建物の整備費は、約3億円程度必要である。

4 拠点施設の設備

(1) すべての人が使いやすい施設

拠点施設は、障がいの有無に関わらず、すべての年代の人が使いやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設・設備とする。

(2) 管理しやすく、環境にやさしい施設

日常の管理のしやすさ、ランニングコストの削減に配慮した施設・設備とする。

(3) 連携・協力しやすい施設

発達障がい者支援部門と、障がい者就労支援部門が、情報を共有し、連携・協力して支援活動を行えるようにするため、事務スペースの一体化を図る。

(4) 拠点施設に求められる設備

諸室	考慮すべき点等
相談室	広さや窓の配置は、発達障がいの人の特性に配慮する。
構造化モデル室	幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた構造化モデルを展示するのに十分な広さがあるものとする。
訓練室	訓練を行うのに十分な広さがあるものとする。
大研修室・小研修室	大研修室は300名程度が収容可能なものとする。パーティションにより仕切ることができる仕様とする。
発達検査室	心理検査を行うのに十分な広さがあるものとする。
アセスメント室	就労アセスメントのため、実際の作業を観察するのに十分な広さがあるものとする。
事務室・会議室等	

5 整備・運営手法

(1) 整備手法について

拠点施設の整備については、施設機能を最大限確保しつつ、効率的なものになるような整備手法を検討する。

(2) 運営手法について

拠点施設の運営については、高度な専門性が求められ、専門職員の雇用や運営で得られたノウハウの蓄積が必要となる。委託や指定管理制度による運営の場合においても、単なる施設管理という考え方で委託事業者や指定管理者を決定するのではなく、福岡市の方針が十分に運営に反映される事業者等を選定する必要がある。

6 今後のスケジュール（予定）

平成30年度以降は、用地取得から2年後の拠点施設開設を目指して、下記について検討を進めていく。

- 基本計画策定
- 基本設計・実施設計
- 運営法人選定
- 建設工事